

○敷地利用

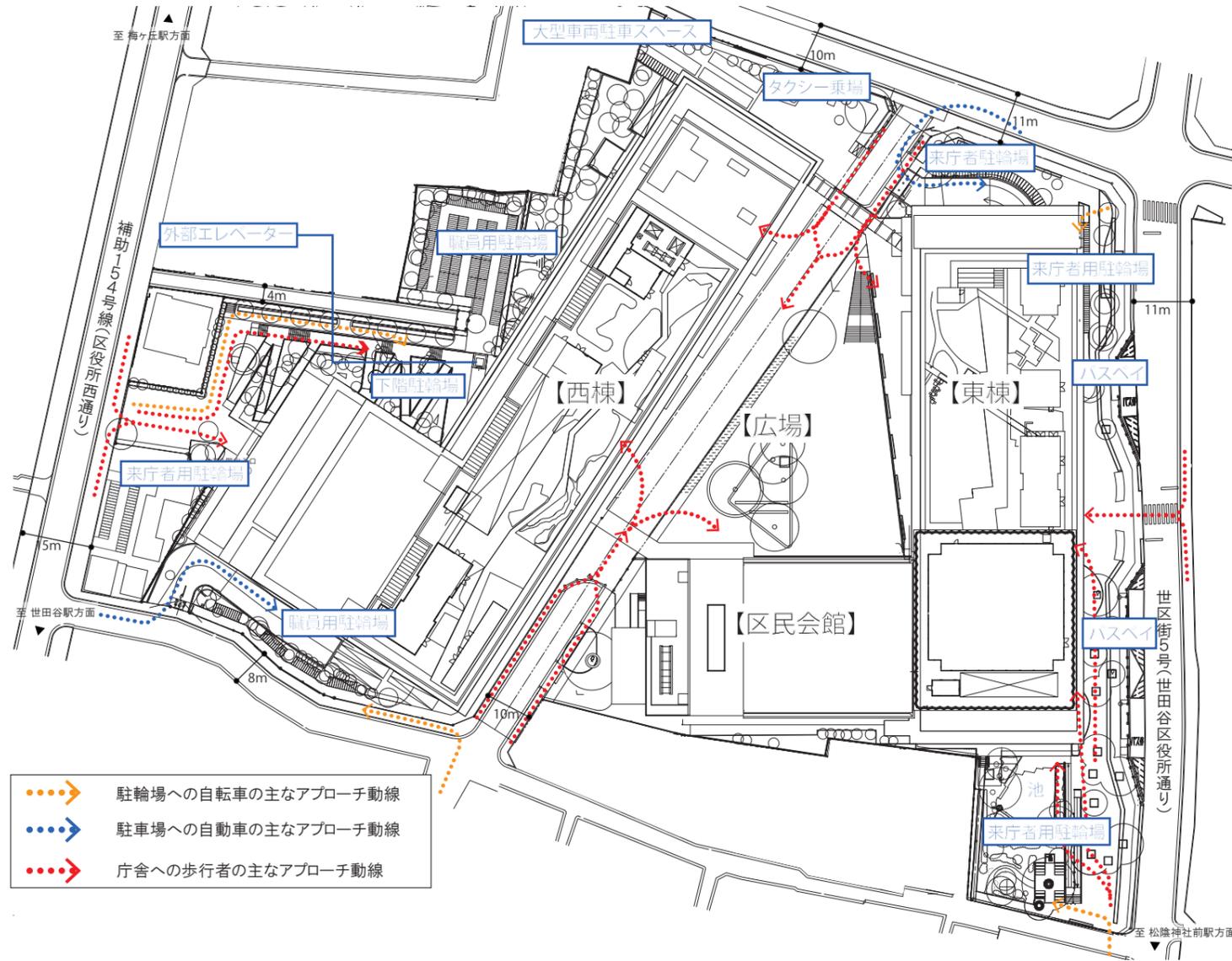
- ・本庁舎等は、東敷地に本庁舎東棟及び世田谷区民会館を配置し、西敷地に本庁舎西棟を配置します。
- ・東棟、西棟、区民会館の中央に自由な交流を促す広場を整備し、区民にとって魅力的な憩いの場となる計画としています。

○敷地へのメインアプローチ

- ・メインアプローチは、東急世田谷線松陰神社前駅方面からは東側敷地の東側、東急世田谷線世田谷駅方面及び小田急小田原線梅ヶ丘駅方面からは西側敷地の西側とします。
- ・敷地北側、南側からのアクセスにも配慮した計画とします。
- ・敷地内の接道部は歩道状空地とし、かつ建物出入口までの歩行空間を確保します。
- ・敷地西側から広場へのアクセスを向上させるため、西棟にも地上の動線を確保するためのピロティを設けます。

○西側からのアプローチ

- ・西側の敷地には高低差があるため、補助154号線（区役所西通り）からの視認性にも配慮したゆるやかな階段と外部エレベーターを設置し、1階広場へアクセスしやすい計画とします。
- ・この階段に緩やかなスロープを併設し、車いす利用者や、ベビーカーでも利用しやすい計画とします。



○バスベイ

- ・敷地東側の世田谷区役所通りには、ピロティに隣接してバスベイ(3台分)を整備し、本庁舎・区民会館への利便性を向上させます。
- ・バス停には上屋を設置し、雨に濡れずに乗降ができる計画とします。

○来庁者用駐輪場

- ・来庁者駐輪場は、庁舎敷地入口付近の地上部に分散配置します。これにより、広場における自転車の交通を抑え、広場利用の安全性を高めます。
- ・西側の来庁者動線に配慮し、西側区有地を来庁者駐輪場として活用します。

○タクシー乗場

- ・タクシー乗場(3台分)を区民利用窓口の多い西敷地北側に配置します。

○大型車両駐車スペース

- ・大型車両の駐車スペース(3台分)を周辺通過交通の妨げとならないよう西敷地北側に配置します。
- ・区役所関係の大型車両(検診車両等)の駐車スペース(3台分)を周辺交通の妨げにならないよう、西敷地南側に配置します。また、駐車スペースとして利用しない場合は、臨時駐輪場として利用します。

○敷地中央の道路整備

- ・区役所周辺地区防災街区整備地区計画の地区防災施設としての機能向上を図るため、道路線形を直線状に変更し、幅員10mで整備します。
- ・広場に接する範囲は庁舎完成時に自転車歩行者専用道路とし、広場との一体的な利用を行います。

